

補助金チェックシート 産業文化部農林水産課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25			
1	農林水産課	農業共済組合事業補助金	香川県農業共済組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	農業災害補償法に基づき農作物共済、家畜共済等を実施することにより農家経営の安定を図り、農業生産力の発展に資すること。	香川県農業共済組合の運営に対する補助金。 補助率 定額	3,166	3,166	3,155	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議により、市の負担が決定している事業等	3,155
2	農林水産課	農業生産組織活動事業補助金	香川県農業協同組合丸亀支店生産婦人部	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	農業の発展と安全・安心できる豊かなくらし作りのため、農業に関する知識の向上を図り、魅力ある農業経営を築く。	香川県農業協同組合丸亀支店生産婦人部の運営に対する補助金。 補助率 定額	130	130	130	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	130
			香川県農業協同組合青壮年部丸亀支部	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀農業振興のため、農地有効利用を行い技術の向上に努め、地域農業の発展に努めるとともに、積極的な農業問題の解決にとりくみ、農業の先駆者となることを期待する。	香川県農業協同組合青壮年部丸亀支部の運営に対する補助金。 補助率 定額	130	130	130	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	130
3	農林水産課	生活研究活動事業補助金	丸亀市生活研究グループ連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	農村女性の持つ知恵、技、経験を活かし、住みよい環境づくりにつとめている。今後は食育にも力をいれ次世代への継承につながると思われる。	丸亀市生活研究グループ連絡協議会の運営に対する補助金。 補助率 定額	230	210	285	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	285
4	農林水産課	経営所得安定対策推進事業費補助金	丸亀市地域農業再生協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H25	国において平成25年度から経営所得安定対策制度の実施に伴う推進活動のうち事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要経費を助成することを目的とする。	経営所得安定対策制度の実施を行う丸亀市地域農業再生協議会に対する補助金 補助率 定額	5,537	6,343	5,743	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	7,400

補助金チェックシート 産業文化部農林水産課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
5	農林水産課	力強い水田農業条件整備事業補助金	事業実施主体	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H23	力強い水田農業の確立を目的として、米麦生産力の確保を図るため、需用に見合う米麦生産の確保、売れる米づくりの推進及び水田農業における担い手の生産拡大や品質向上、経営の高度化などに対し香川県力強い水田農業対策事業と併せて支援する。	認定農業者等が生産規模の拡大や品質向上のために導入する農業機械等に対する補助金 県補助率30%、1/3 市補助率15/100	13,291	11,403	4,084	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,500
6	農林水産課	米麦生産振興総合対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	水稻における害虫の一斉駆除による被害防止及び麦類の優良種子導入による作付面積拡大と高品質生産を図ることを目的とする。	良質麦の種子購入及び病虫害防除薬剤購入等に対する補助金 補助率 5/100～15/100	3,552	2,951	2,776	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,128
7	農林水産課	園芸特産物生産振興総合対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	本市において栽培されている様々な園芸特産物の生産性向上と、高品質化を図るために優良種苗の導入や施設園芸における被覆資材の更新を積極的に行うことで農家の収益向上に繋げ、地域農業の発展を目指すことを目的とする。 また、農業生産資材の不法投棄等をなくし、環境に配慮した農業の確立を目指す。	レタス、玉ねぎなどの指定野菜の種苗購入及び農業資材廃棄物処理費用に対する補助金 補助率15/100	2,042	1,931	2,676	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,665

補助金チェックシート 産業文化部農林水産課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
8	農林水産課	果樹産地総合振興事業補助金	果樹生産農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	本市の特産品の「桃」について高品質生産及び極早生品種の導入による、他産地で出荷のない時期に出荷することで、市場における優位販売を行い、強い産地の確立を目指すことを目的とする。	市の特産物である桃の生産拡大及び品質向上のため二重袋及び苗木購入に対する補助金 補助率15/100	1,400	1,365	1,350	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,875
9	農林水産課	農業経営基盤強化資金利子助成金	認定農業者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H5	経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成・支援することを目的とする。	農業経営基盤強化資金の借り入れに係る利子助成金 県補助率1/2 市補助率1/2	211	201	174	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	200
10	農林水産課	認定農業者等農地集積支援事業補助金	認定農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	農地の流動化を促進し、利用権等の集積を通じて農業の担い手の育成・確保及び農地の有効利用を図り、もって地域農業の振興と農業構造の改善に資することを目的とする。	農地の有効利用を図るため、認定農業者等が農地集積を行った場合に補助金を交付する。 補助率 10,000円/10a	1,562	1,239	2,602	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,050
11	農林水産課	農業経営研究活動事業補助金	丸亀市農業経営者協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	自立経営志向農家の経営向上のため、自主的な学習等を推進することで、農業経営の健全な発展と、長期的安定を図り、農業経営者としての社会的地位及び経営基盤の確立に資することを目的とする。	丸亀市農業経営者協議会の運営に対する補助金。 補助率 定額	400	400	400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400

補助金チェックシート 産業文化部農林水産課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
12	農林水産課	高品質園芸作物生産拡大条件整備事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	認定農業者等自立経営を目指す農業者等、産地の中核となる担い手の育成・確保により、地域農業の活性化と産地の強化を図ることを目的とする。	認定農業者等が生産規模の拡大や品質向上のために導入する園芸作物栽培用の農業機械及び施設等に対する補助金 県補助率1/3 市補助率15/100	4,292	11,469	37,831	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	14,040
13	農林水産課	園芸地産地消費推進対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	高品質で安定的な農作物の生産が行え、農産物の生産出荷に寄与しながら生産の充実を図り、産地直売所への安定出荷を行い農業所得の向上を目指すと共に、消費者に安価で新鮮な農作物の供給を図ることで、地産地消の推進を図る。	産直等へ出荷する園芸作物生産農業者等を対象とし、地産地消の推進を図るため導入する農業用施設等に対する補助金 市補助率15/100	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	120
14	農林水産課	園芸産地づくり強化対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	園芸主要品目の産地づくりの推進を目的とする。	市特産の園芸作物の品質を向上させるために導入する農業用施設・機械の導入等に対する補助金 市補助率15/100	1,323	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	7,650
15	農林水産課	肉用牛産地育成事業補助金	香川県農協丸亀地区肉牛研究会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	肉牛肥育農家相互扶助と共同の精神に基づき、丸亀地区内肉牛肥育事業の振興並びに販売面の統一拡張改善を図り、農家経営の発展と経済的社会的地位の向上を期することを目的とする。	香川県農協丸亀地区肉牛研究会の運営に対する補助金。 補助率 定額	360	360	360	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	360

補助金チェックシート 産業文化部農林水産課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25			
16	農林水産課	有害鳥獣捕獲事業補助金	猟友会丸亀支部 猟友会綾歌支部 飯山地区有害鳥獣対策協議会 丸亀市鳥獣被害防止対策協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	有害鳥獣による水稲、野菜及び果樹園等の被害を食い止めるため、害鳥等の捕獲を目的とする。	有害鳥獣の捕獲を依頼する猟友会の運営に対する補助金 補助率 定額	514	1,400	1,412	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	1,420
17	農林水産課	中山間地域等直接支払制度推進事業交付金	綾歌町富熊大原地区	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H12	農業生産条件の不利な指定地域で、今後とも農業生産活動を継続することを市と協定を結び実施する集落に対し交付金を交付する国の制度に基づく事業を実施する集落の農業振興を図る。	国の制度により農業生産条件の不利な地域で行う共同活動に対する補助金 補助率 国・県・市 各1/3	724	724	724	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	727
18	農林水産課	栗熊東森林組合運営補助金	栗熊東森林組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H4	組合員共同による森林経営等及びこれらに付帯する事業を行うことで、組合員の経済的社会的地位の向上を図る。	栗熊東森林組合で定めている義務的経費の一部を補助する。	250	220	140	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	140
19	農林水産課	単独県費造林事業補助金	森林所有者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H17	林業の振興を図ること。森林の公益的機能(水源涵養・土砂災害防止・二酸化炭素の吸収等)の増進が図られる。	制度等：森林所有者や森林組合などが行う造林事業に対し、補助金を交付する。 補助率：国又は県の補助対象事業については10分の5以内、その他の事業については10分の2以内	0	0	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	195

補助金チェックシート 産業文化部農林水産課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25			
20	農林水産課	丸亀地区水産振興対策協議会運営補助金	丸亀地区水産振興対策協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市における漁業の構造改善・漁業経営の近代化を図り、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。	丸亀地区水産振興対策協議会で定めている義務的経費の一部を補助する。	500	500	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
21	農林水産課	丸亀市淡水漁業組合運営補助金	丸亀市淡水漁業組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市における内水面漁業構造の改善、漁業経営の近代化を図り、漁業の生産力を強化して、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。	丸亀市淡水漁業組合で定めている義務的経費の一部を補助する。	150	150	150	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	150
22	農林水産課	重要稚仔放流事業(海面)補助金(市単事業)	丸亀市漁業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	水産資源の繁殖保護及び漁家経営の安定と所得の向上を図る。	制度等：市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。補助率：補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	400	400	400	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	628
23	農林水産課	重要稚仔放流事業(海面)補助金(県単事業)	丸亀地区水産振興対策協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	水産資源の繁殖保護及び漁家経営の安定と所得の向上を図る。	制度等：市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。補助率：補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	3,000	3,000	3,000	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である	4,400
24	農林水産課	海面清掃事業補助金	丸亀地区水産振興対策協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	漁業操業の安全確保を図るため、海面に浮遊したり海浜の打ち上げられた廃棄物を回収し、きれいな海を取り戻すことを目的とする。	制度等：市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。補助率：補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	400	400	385	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	400

補助金チェックシート 産業文化部農林水産課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25			
25	農林水産課	漁場汚染防止事業補助金	中讃海域漁場環境整備協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	S49	漁場を漂流する各種廃棄物を除去することにより、漁場環境の維持と水産資源の安全を図るとともに操業の安全を確保する。	制度等：市内漁協及び市長が適当と認める者が行う事業に対し、補助金の交付を行う。 補助率：補助対象経費の10分の5。ただし、市長が特に認める事業については、別に定める。	300	300	300	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議により、市の負担が決定している事業等	300
26	農林水産課	漁業近代化資金利子補給金	市内漁協の組合員	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	漁業の構造改善・漁場経営の近代化を図り、漁業者及び漁業従事者の所得の向上と生活の安定を図ることを目的とする。	制度等：漁業近代化資金を市内の漁業者等に融資する融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給する。 補助率：利子の1.00%	107	70	27	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	700
27	農林水産課	漁業者緊急支援資金利子補給金	市内漁協の組合員	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H22	国の緊急経済対策に伴い、資金繰りに窮(きゅう)している中小漁業者を対象に、債務の整理等促進し、中・長期的経営資金を供給することで、漁業活動の維持増進と活性化を支援することを目的とする。	制度等：漁業者緊急支援資金を市内の漁業者等に融資する融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給する。 補助率：利子の0.10%	72	65	49	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	80
28	農林水産課	ノリ養殖経営強化対策資金利子補給金	市内漁協の組合員でノリ養殖業を営んでいる者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	ノリ養殖業の着業・運転に必要な資金の融資を行う機関に対し、利子補給金を交付することにより、ノリ養殖業を継続して行える経営の環境と安定を図る。	制度等：ノリ養殖経営強化対策資金を市内のノリ養殖業者に融資する融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給する。 補助率：利子の0.35%	0	0	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	10

補助金チェックシート 産業文化部農林水産課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H26年度 予算額 (千円)	
									H23	H24	H25			
29	農林水産課	農地・水保全管理支払交付金	中讃地域協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19	農業生産の基盤となる農地や農業用水をはじめ農村の環境や美しい景観を、農業者のみならず地域ぐるみで守り支えていくことを目的とする。	活動区域内の農振農用地面積を基に助成金額を算定する。市の負担割合は1/4。	17,053	17,194	17,643	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	20,000
30	農林水産課	丸亀市土地改良区運営補助金	丸亀市土地改良区	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市内の土地改良事業を行う団体相互の連絡協調により、土地改良事業の円滑な推進を図る。	市内土地改良団体の運営に対する補助金。	1,600	1,600	1,600	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,600
31		綾歌土地改良団体連絡協議会運営補助金	綾歌土地改良団体連絡協議会						1,600	1,600	1,600			1,600
32		飯山町土地改良団体連絡協議会運営補助金	飯山町土地改良団体連絡協議会						1,600	1,600	1,600			1,600
33	農林水産課	農業基盤整備(道路・圃場整備)借入金補助金	綾歌・飯山町土地改良事業団体連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	ほ場整備や農道建設に伴う自己負担分に対する個人の借入金の返済分を公費で負担する制度である。 ※旧飯山、旧綾歌町で実施されていた補助金であり、合併前に廃止されていたが、借入残高の返済分だけが補助金として残っている。	ほ場整備や農道建設に伴う自己負担分に対する個人の借入金の返済分を公費で負担する制度である。 ※旧飯山、旧綾歌町で実施されていた補助金であり、合併前に廃止されていたが、借入残高の返済分だけが補助金として残っている。	7,207	4,694	3,801	(3)休止又は減額するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,593

補助金チェックシート 産業文化部農林水産課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H26年度 予算額 (千円)	
									H23	H24	H25			
34	農林水産課	単独県費補助 土地改良事業	丸亀市土地改 良区他	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H17	土地改良区等が行う 土地改良事業に対 し、施設の進捗およ び農家の負担軽減等 を図る。	土地改良区その他 市長が適当と認める 団体の行う土地改 良事業に対し県の 上乘せ補助。 補助率:市25~40% 県50%	44,713	53,542	36,097	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事 業のうち、市 の負担が義 務的である	65,000
35	農林水産課	単独市費補助 土地改良事業	丸亀市土地改 良区他	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H17	土地改良区等が行う 簡易な土地改良事業 に対し、施設の進捗 および農家の負担軽 減等を図る。	土地改良区その他 市長が適当と認める 団体の行う土地改 良事業に対し補助 金の交付を行う。 補助率:50%	4,728	4,819	7,005	(1)継続 するもの	オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業	7,000
36	農林水産課	土地改良施設 維持管理適正 化事業補助金	丸亀市土地改 良区他	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H17	土地改良施設管理者 の管理意識の高揚を 図るとともに、土地改 良施設の機能の保持 と耐用年数の確保に 資することを目的とす る。	農業水利施設等の 改修の経費を5年間 積み立てて行う事業 の国・県の上乗せ補 助。 補助率:市15% 国 30% 県30%	2,859	1,425	858	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事 業のうち、市 の負担が義 務的である	1,410
37	農林水産課	新規就農者確 保事業補助金	新規就農者	ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの	イ 短期 的なもの	H24	就農直後の所得の 不安定な当初5年間 について、年額150 万円を給付することに より、新規就農者の 定着を図る。	新規就農者に年額 150万円を給付 補助率 全額国費 定額 150万/人		4,500	14,250	(1)継続 するもの	ア 法令等 により補助 することが義 務付けられ ている事業 等	13,500
38	農林水産課	環境保全型農 業直接支援対 策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H23	環境に配慮した生 産管理を行なう農業 者に対して助成を行 なうことにより、環境 保全型農業の推進を 図る。	有機栽培等環境を 保全する農業生産 を行なった農業者に 補助金を交付する。 国から農業者へ 4,000円/10aを直接 交付し県と市で4,000 円/10aの補助金を 交付する。	42	84	132	(1)継続 するもの	イ 国・県の 補助金を財 源の一部と して充てる事 業のうち、市 の負担が義 務的である 事業等	132

補助金チェックシート 産業文化部農林水産課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25	説明		
39	農林水産課	ため池草刈業務補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	土地改良施設(ため池、農業用水路等)の適正な維持管理を目的とする。	ため池、農業用水路等の維持管理の費用の一部を補助する。上限は1団体年間30万円。		128	897	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	900
40	農林水産課	地域を支える集落営農組織設立支援事業補助金	集落営農組織等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	集落営農組織の新規設立及び経営規模の拡大や多角化、複合化など高度な経営展開に向けた取組みを推進し、地域を支える担い手の確保・育成を図る。	集落営農を目指す集落に対して会議費等の助成行なう。全額県費 定額10万/集落 集落営農組織が導入する農業用施設等に対する補助金 県補助率 1/3		374	2,300	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	200
41	農林水産課	新規就農者の里親育成事業補助金	認定農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	新規就農希望者を研修生として受け入れる農業者等に研修指導費用の助成を行なうことにより、新規就農者の育成・確保を図る。	研修生を受け入れる農業者等に助成 全額県費 1人当たり5万/月 1里親最大2名まで		600	600	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	0
42	農林水産課	聖池維持管理事業補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	土地改良施設(ため池、農業用水路等)の適正な維持管理を目的とする。	ため池等の維持管理の費用の一部を補助する。県と交互(2年に1度)	189	0	189	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	0
43	農林水産課	農業基盤整備促進事業補助金	丸亀市土地改良区他	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	土地改良施設の改修工事に対し、上乗せ補助することにより、農家の負担を軽減する。	土地改良施設の改修工事に対する国・県の上乗せ補助。 補助率:市20% 国50% 県20%		7,800	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である	6,450

補助金チェックシート 産業文化部農林水産課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
44	農林水産課	香川県強い農業づくり交付金(産地競争力の強化)整備事業補助金	香川県農業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H23	農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築のため、生産体制の強化や高品質化、低コスト化等に必要の共同利用施設の整備等を行なう。	産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設の整備等に対する補助金 全額国費 補助率 1/2	—	—	49,891	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	0
45	農林水産課	優良園地継承事業補助金	香川県農業協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H25	国内外の産地間競争の中、県オリジナル品種を中心とした高品質な県推奨の果実である「さぬき讚フルーツ」の生産拡大に向けた体制の強化を図る。	「さぬき讚フルーツ」対象品目である市特産の桃を対象に生産者部会による離農農家の優良園地の選定、利用計画の作成等に要する経費の助成を行なう。 全額県費 定額10万円			100	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	100
46	農林水産課	地域を支える集落営農経営発展支援事業補助金	集落営農組織等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H25	集落営農組織の経営規模の拡大や多角化、複合化など高度な経営展開に向けた取組を推進し、地域を支える担い手の確保・育成を図る。	集落営農組織が導入する農業用機械等に対する補助金 県補助率 1/3 市補助率15/100			—	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	821
47	農林水産課	新規就農者の経営発展支援事業補助金	新規就農者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	新規就農者が経営発展のために整備に必要な費用の助成を行なうことにより、新規就農者の経営発展を図る。	新規就農者が整備する農業機械及び施設等に対する補助金 全額県費 補助率1/3			—	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,000

補助金チェックシート 産業文化部農林水産課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25		説明	
48	農林水産課	おいでまい生産・販売拡大対策事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H24	「おいでまい」の導入推進と販売力向上のため、生産者が米調整時に使用するライスグレーダーのふるい購入により、品質の向上を図る。	「おいでまい」を作付けする農業者を対象にライスグレーダーのふるい購入に対する補助金 全額県費 補助率 定額 1農家1万円		—	—	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,000
49	農林水産課	農地集積促進事業補助金	市内農業者等	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H25	集落営農の組織化及び規模拡大を促進するため、組織の設立時及び規模拡大時に集積した農地面積に対して集積促進費を交付し、経営の発展を図る。	集落営農組織が新規に集積する農地に対する補助金 全額県費 補助額5千円/10a			321	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	—